

議第66号

令和5年度滋賀県工業用水道事業会計補正予算（第4号）

(総則)

第1条 令和5年度滋賀県の工業用水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入および支出)

第2条 収益的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 工業用水道事業 収益		千円 1,179,238	千円 40,719	千円 1,219,957
	1 営業収益	1,055,105	△ 6,621	1,048,484
	2 営業外収益	124,133	47,340	171,473

支 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 工業用水道事業 費用		千円 1,106,783	千円 △ 118,030	千円 988,753
	1 営業費用	1,089,916	△ 122,198	967,718
	2 営業外費用	16,867	4,168	21,035

(資本的収入および支出)

第3条 資本的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

(補正後の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 522,884千円は、減債積立金 20,960千円、過年度分損益勘定留保資金 482,590千円ならびに消費税および地方消費税資本的収支調整額19,334千円で補填するものとする。)

収 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 資本的収入		千円 144,100	千円 △ 34,033	千円 110,067
	2 諸収入	133,500	△ 34,033	99,467

支 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 資本的支出		千円 1,261,400	千円 △ 628,449	千円 632,951
	1 建設改良費	720,620	△ 318,611	402,009
	3 固定資産購入費	535	△ 332	203
	4 投 資	519,285	△ 309,506	209,779

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第4条 議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を、次のとおり補正する。

科	目	補正前の額	補 正 額	計
職 員 給 与 費		千円 143,517	千円 4,294	千円 147,811
	交 際 費	25	△ 8	17

(他会計からの補助金)

第5条 電力・薬品の価格高騰分に充当するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を、次のとおり補正する。

科	目	補正前の額	補 正 額	計
補 助 金		千円 10,038	千円 43,859	千円 53,897

上記の議案を提出する。

令和6年3月11日

滋賀県知事 三 日 月 大 造